

# 西条市農業委員会 令和5年度 第6回総会 議事録

1. 日 時 令和5年9月5日(火) 午後2時00分から午後2時28分

2. 場 所 中央公民館 多目的ホール

3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員30名

4. 農業委員 出席者 23名 欠席者 1名 出席率 95.8%  
推進委員 出席者 29名 欠席者 1名 出席率 96.7%

## ○農業委員出席者氏名

会 長	8番	加藤 茂			
会長代理	23番	真鍋 美鈴			
委 員	1番	越智 一志	10番	篠森 均	19番 徳永 耕治
	2番	明比 典正	11番	眞鍋 覚	20番 宇佐美好正
	3番	徳増 靖記	12番	武方 謙一	21番 余吾 秀利
	4番	一色 達夫	13番	鈴木 伸二	22番 岡田 貴洋
	5番	白木あゆみ	14番	武田 弘文	24番 宇野 嘉秀
	6番	藤田 孝明	15番	武田 喜義	
	7番	近藤 明弘	16番	曾我部英樹	
	9番	長谷川孝師	18番	山内ふさえ	

## ○欠席者氏名

17番 武田 安博

## ○推進委員出席者氏名

委 員	1番	寺田 昌直	11番	近藤 仁志	22番	佐山 林壱
	2番	一色 信之	12番	眞田 克彦	23番	黒河 祐二
	3番	加藤 武司	13番	平木 克彦	24番	渡部 靖
	4番	高橋 滝雄	14番	中川 英隆	25番	佐伯 保親
	5番	伊藤 龍二	16番	山田 好一	26番	佐伯 静雄
	6番	伊藤 正夫	17番	垂水 久明	27番	玉井 隆志
	7番	日野 哲也	18番	楠窪 和彦	28番	桑原 俊樹
	8番	宮武 恭宏	19番	菅 辰郎	29番	小倉 謙治
	9番	岡本 省三	20番	高木 秀昭	30番	日野 貴文
	10番	安藤 英利	21番	高橋 寿夫		

## ○欠席者氏名

15番 武田 義臣

5. 議案について

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について
- 議案第4号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について
- 議案第5号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について
- 報告事項 報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）

6. 農業委員会事務局職員

- 事務局長 高橋修平 西部分室長 戸田 徹
- 事務局次長 高橋徹也
- 事務局主査 渡邊龍也 事務局主任 宇佐美紀興

7. 議事内容

事務局	定刻になりましたので、ただ今から、令和5年度 第6回西条市農業委員会 総会を開催いたします。 皆さま、ご起立ください。一同「礼」。ご着席ください。 はじめに、加藤会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	【会長挨拶】
事務局	それでは、議事に入ります。議事の進行は農業委員会会議規則の規定により、会長が行うこととなっておりますので、加藤会長、よろしく願いいたします。  【会長、議長席に着く】
議 長	それでは、規則によりまして私が議長を務めさせていただきます。これより先は、着座にて進行しますので、よろしく願いをいたします。 それでは、ただ今より、令和5年度 第6回西条市農業委員会 総会を開会いたします。  【議事録署名人及び書記の指名】
議 長	まず、議事録署名人を私の方から指名させていただきます。 白木あゆみ委員、藤田孝明委員の両委員にお願いをいたします。

議長 本日の欠席届が、農業委員からは、17番の武田安博委員、農地  
利用最適化推進委員からは、15番、武田義臣委員から出ておりま  
すのでご報告をいたします。  
ただ今の出席農業委員数は、23名であります。農業委員会等に  
関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しております  
ので、本会議は成立することをご報告いたします。  
書記については、事務局の渡邊、宇佐美の両君にお願いをいたし  
ます。  
それでは、議事に入ります。

### 農地法第3条 関係

議長 まず、議案書の3ページ、議案第1号、農地法第3条の規定によ  
る許可申請について、を議題といたします。  
議案内容について、事務局から説明いたします。

事務局 事務局の高橋です。よろしくお願いいたします。  
失礼して、着座にてご説明させていただきます。  
議案書4ページをご覧ください。  
75号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から、贈与を  
受けようとする申請であります。  
76号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から、贈与を  
受けようとする申請であります。  
77号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から、贈与を  
受けようとする申請であります。  
78号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の  
〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。  
79号は、〇〇の 〇〇 氏が、新規就農のため、〇〇の  
〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。  
80号は、〇〇の 〇〇 氏が、新規就農のため、〇〇の 〇〇  
氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。  
81号は、〇〇の 〇〇 氏が、借地の購入ため、〇〇の 〇〇  
氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。  
議案書5ページをご覧ください。  
82号は、〇〇の 〇〇 氏が、新規就農のため、〇〇の 〇〇  
氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。  
以上8件、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>79号、80号及び82号は新規就農であり、82号につきましては、面接を行っておりますが、前任の委員さんによる面接でございましたので、これらについて事務局から報告をしてもらいます。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>79号及び80号について、事務局より報告させていただきます。</p> <p>79号は〇〇の 〇〇 氏、〇歳であります。〇〇の農地、310㎡を買い受け、就農しようとするものであります。予定している作物は、季節野菜です。</p> <p>80号は〇〇の 〇〇 氏、〇歳であります。〇〇の農地、394㎡を買い受け、就農しようとするものであります。予定している作物は、ねぎ、トマト、ジャガイモ等です。</p> <p>両氏共、今後規模拡大する予定はなく、家庭菜園です。</p> <p>〇〇、〇〇両氏の就農及び農地の取得については、特に問題ないと判断します。農地は農地として管理し、また耕作放棄地にならないよう確約させ、その旨の誓約書の提出も受けました。</p> <p>以上で79号及び80号についての報告を終わります。</p> <p>続きまして、82号の報告をさせていただきます。</p> <p>今回の新規就農希望者につきまして、7月21日に西部支所において面接を行いました。面接を行ったのは、前委員2名です。</p> <p>当案件の申請人は、〇〇の 〇〇 氏、〇歳であります。〇〇氏は子育てもひと段落し、時間に余裕ができたため、〇〇の農地、2,099㎡を買い受け、就農しようとするもので、果樹を予定しております。</p> <p>果樹を予定していますが、当該地は鳥獣対策が必要な場所であることから、今後、JAと相談し決めていく予定です。決まるまでの間は、維持管理するよう伝えていきます。</p> <p>その他、西条市での営農等について指導し面接を終了しました。農地は農地として管理するよう確約させ、その旨の誓約書の提出も受けました。</p> <p>以上で82号についての報告を終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上8件であります。まず、75号より地元の委員さんの意見をいただきたいと思います。</p> <p>よろしく願いをいたします。</p>
地区委員	<p>75号、76号 問題ありません。</p>

77号 問題ありません。  
78号 問題ありません。  
79号 問題ありません。  
80号 問題ありません。  
81号 問題ありません。  
82号 問題ありません。

議 長 ありがとうございます。  
地元の委員さんからは問題ないということでございますが、他に、ご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。  
「異議なし」ということでございますので、以上8件を原案どおり許可することといたします。

#### 農地法第4条関係

議 長 つづきまして、農地法第4条関係、議案書は6ページになります。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。  
議案内容について、事務局より説明をいたします。

事務局 議案書7ページをご覧ください。  
12号は、〇〇の 〇〇氏が、自己住宅を建築しようとする申請でございます。  
本件は、是正案件であり、申請人は、農地法を十分理解していなかったため、転用手続きを怠り、昭和60年に申請地に自己住宅を建築し現在に至っております。  
このたび、申請地を売却するため、調査を行ったところ、違反転用であることが判明いたしました。申請人は深く反省し、「二度とこのようなことがないよう、農地法遵守に万全の注意を払っていきたい」との始末書が提出されております。  
以上1件、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。  
以上、説明がありました1件であります。これにつきまして、

地元の委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

地区委員 始末書の提出もあり、問題ないと思います。

議 長 ありがとうございます。  
地元の委員さんの方からも問題はないということでございますが、他にご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。  
「異議なし」ということでございますので、以上1件を原案どおり承認することとし、知事に進達をいたします。

#### 農地法第5条関係

議 長 次に、農地法5条関係、議案書は8ページになります。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。

それでは議案内容について、事務局から説明をいたします。

事務局 議案書9ページをご覧ください。

70号は、〇〇の社会福祉法人 〇〇が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、園芸療法用庭園に転用しようとする申請でございます。

71号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、建売住宅を建築しようとする申請でございます。

72号は、〇〇の 〇〇 氏ほか〇名が、〇〇の 〇〇 氏から使用貸借権設定を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

73号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

74号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

議案書10ページをご覧ください。

75号は、〇〇の株式会社 〇〇が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、露天資材置場への転用及び倉庫を設置しようとする

申請でございます。

76号は、〇〇の株式会社 〇〇が、〇〇の 〇〇 氏ほか〇名から所有権移転を受け、モデルハウスを建築しようとする申請でございます。

77号は、〇〇の株式会社 〇〇が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け太陽光発電施設に転用しようとする申請でございます。

78号は、〇〇の〇〇 株式会社、〇〇の株式会社 〇〇及び〇〇の 〇〇 氏から使用貸借権設定を受け、露天資材置場及び露天駐車場に転用しようとする申請でございます。

本件は、是正案件であり、譲渡人である 〇〇 氏が、〇〇 株式会社の代表取締役を務めていた昭和63年頃に、資材置場や駐車場確保のため、本社の敷地に接続する申請地の転用手続きを進めようとしたところ、当該地は当時、農用地区域内農地として指定されており転用が困難であったことから、他の場所を検討したものの、適地が見つからず、一時的に資材置場や駐車場として使用し、すぐに原状回復するつもりでしたが、その状態を今日まで続けてしまったとのことです。

申請人は深く反省し、「今後はこのようなことがないように万全の注意を払います」との始末書が提出されております。

議案書11ページをご覧ください。

79号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

80号は、〇〇の 〇〇 氏ほか〇名が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

81号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、自己住宅を増築しようとする申請でございます。

本件は、譲受人である 〇〇 氏が、農地法の許可なく申請地に住宅を増築し、平成4年頃から宅地として利用しておりました。今回、違反転用の事実が分かり、これを是正しようとするものでございます。

申請人は深く反省し、「今後はこのような違法行為を行うことがないように農地法を厳守します」との始末書が提出されております。

82号は、〇〇の 〇〇 氏ほか〇名が、〇〇の 〇〇 氏から使用貸借権設定を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

本件申請地は、譲渡人が夫から相続したもので、夫が生前に農地法の許可を受けずに造成し、以降は駐車場として利用されております。この度、譲受人である子の住宅建築のため、調査を行ったとこ

ろ、違反転用であることが発覚いたしました。

譲渡人からは、「これからは法律を遵守しますので、この度の件に関しては寛大な処置をよろしくお願ひします」との始末書が提出されております。

83号は、〇〇の 〇〇氏が、〇〇の 〇〇氏から使用貸借権設定を受け、店舗を建築しようとする申請でございます。

以上14件、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。

ただ今、事務局より説明がありました14件であります、まず、70号より地元の委員さんの意見を伺いたしたいと思います。

よろしくお願ひをいたします。

地区委員 70号、71号、72号 問題ありません。

73号、74号 問題ありません。

75号 問題ありません。

76号、77号 問題ありません。

78号は違反転用の是正案件でございますが、始末書の提出もされておりますので問題ないと思います。

79号 問題ありません。

80号 問題ありません。

81号 問題ありません。

82号、83号 問題ありません。

議 長 ありがとうございます。

地元の委員さんからも別段問題なしということでございますが、他にご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでございますので、以上14件を原案どおり承認することとし、知事に進達をいたします。

#### 農用地利用集積計画に対する意見の決定

議 長 次に、議案書12ページになります。議案第4号、農用地利用集積計画に対する意見の決定について、西条市長より意見照会があり



ましたので、議案内容を事務局より説明いたします。

事務局 お手元にお配りしております資料をご覧ください。農地利用集積計画に掲載すべき案件に漏れがありましたので、申し訳ございませんが関連するページの差替えをお願いいたします。

掲載漏れの案件は、ページ番号14の2「一括方式農用地利用集積計画（中間管理機構）一覧表」の中間管理機構を通じて貸借するものでございます。

それでは、差替え分の議案書14ページをご覧ください。

件数が多いため、筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申し出書を確認し、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしておりますことを、ご報告いたします。

詳細につきましては、議案書15ページから27ページとなっております。

農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の件数は、74件、面積は、23万4,322㎡となっております。

そのうち、所有権移転は、4件、面積は、1万1,706㎡となっております。

以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

この議案書の中で、15ページの申請番号1360号及び1361号の借受人については、新規就農者であり、面接を行いましたので、担当しました長谷川孝師委員さんよりご報告をお願いしたいと思います。

よろしくをお願いいたします。

長谷川孝師委員 報告いたします。

今回の新規就農希望者につきまして、8月30日に現地において面接を行いました。面接を行ったのは、岡本委員、安藤委員及び私、長谷川です。当案件の申請人は〇〇の 〇〇 氏、〇歳であります。〇〇氏は、〇〇の農地10,641㎡を利用権設定で借り受けて、祖父が育てていた柑橘類を受け継ぎ、就農しようとするもので、新たに、紅まどんなや甘平を植える予定です。

その他、西条市での営農等について指導しました。〇〇氏の就農については、特に問題ないと判断します。

以上で報告を終わります。

議 長   ありがとうございました。  
          長谷川委員さんにおかれましては、大変暑い中、お世話になりました。  
          それでは、事務局が説明した内容でございますが、よろしくご審議をお願いいたします。  
          委員の皆さん、ご意見、ご異議等ございませんでしょうか。

委員一同   異議なし。

議 長   ありがとうございます。  
          「異議なし」ということでありますので、以上、原案どおり承認することとし、市長に回答をいたします。

#### 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定

議 長   次に、議案書28ページ、議案第5号、農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありました。  
          当案件につきまして、〇〇委員は、当事者本人であり、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に抵触するため、一旦ご退席願います。

（ 〇〇 委員 退場）

議 長   それでは、この議案内容について、事務局より説明いたします。

事務局   議案書30ページをご覧ください。  
          本計画は、中間管理機構から担い手への貸付手続きとなるもので、令和5年4月1日からの「農地中間管理事業の推進に関する法律」の改正法施行に伴い、「農用地利用配分計画」が廃止され、本計画により定めることとなっております。  
          なお、本件は、同法律第18条第5項の各要件を満たしておりますことを申し添えておきます。  
          以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長   ありがとうございました。  
          ただ今、事務局より説明がありましたが、ご意見、ご異議はござ

いませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。

「異議なし」ということですので、以上、原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

以上で、〇〇委員に関する案件は終了いたしましたので、入場を認めます。〇〇委員さん、お入りください。

( 〇〇 委員 着席)

#### 報告承認案件

議 長 最後になりますが、31ページ、報告承認案件について、事務局から報告をいたします。

事務局 それでは、ご報告させていただきます。

令和5年7月18日から、令和5年8月15日までの受付期間中に、農地法第18条第6項 解約通知11件、農地原形変更届1件、農地バンク利用登録1件を受理いたしております。

以上、報告案件について、ご了承をお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

ただ今、事務局より報告承認案件について報告がございましたが、これに対して、ご意見、ご質問等がございましたらお受けしますが、何かございませんか。

(意見なし)

議 長 意見もないようですので、報告承認案件を終了いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了させていただきます。この際でございますので、委員の皆さんから何か意見がございましたらお受けしますが、ありませんか。

(意見なし)

議 長 ないようでございますので、以上で本日の総会を閉会いたします。

慎重審議、ありがとうございました。

## 8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第4号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について	原案承認
議案第5号	農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見の決定について	原案承認
報告事項	報告承認案件	原案承認

## 9. 閉会の日時

令和5年9月5日 午後2時28分